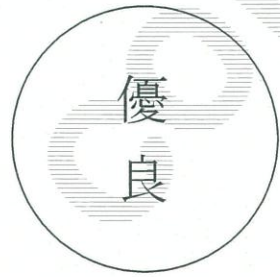


産業廃棄物処分量許可証

住所 福岡県柳川市大和町六合1823番地
氏名 有限会社徳重産業
代表取締役 徳重 正男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 4 年 2 月 18 日

許可の有効年月日 令和 11 年 2 月 17 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（焼却）：紙くず、木くず、繊維くず 以上3品目

中間処理（破碎）：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、木くず 以上2品目

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

中間処理（圧縮梱包）：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除き、圧縮により破碎されないものに限る。）、紙くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。） 以上4品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

焼却施設：設置場所 福岡県大牟田市大字四ヶ字馬捨場2774番1

設置年月日 平成12年12月20日

処理能力 紙くず 130kg/時 1.04t/日（8時間）

木くず 187kg/時 1.49t/日（8時間）

繊維くず 112kg/時 0.89t/日（8時間）

破碎施設：設置場所 福岡県大牟田市大字四ヶ字馬捨場2774番1

設置年月日 令和3年9月7日

処理能力（65mmスクリーン使用時）

廃プラスチック類 196t/日（8時間）

木くず 308t/日（8時間）

許可年月日 平成19年7月20日

許可番号 産施第42号

（以下裏面記載）

選別施設：設置場所 福岡県大牟田市大字四ヶ字馬捨場2774番1

設置年月日 平成24年9月21日

処理能力 22.5t/日(8時間)

圧縮梱包施設：設置場所 福岡県大牟田市大字四ヶ字馬捨場2774番1

設置年月日 平成24年9月21日

処理能力 15.8t/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 中間処理(選別)に係る処理前産業廃棄物の保管数量は131m³以下とすること。
- (2) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ゴムくず)の保管数量は4.3m³以下とすること。
- (3) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ガラスくず等)の保管数量は8.22m³以下とすること。
- (4) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ガラスくず等(廃石膏ボードに限る。))の保管数量は8m³以下とすること。
- (5) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(がれき類)の保管数量は70.8m³以下とすること。
- (6) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ふるい下残さ)の保管数量は1m³以下とすること。
- (7) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(廃プラスチック類)の保管数量は3m³以下とすること。
- (8) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(紙くず)の保管数量は8.5m³以下とすること。
- (9) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(繊維くず)の保管数量は5.97m³以下とすること。
- (10) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(金属くず)の保管数量は38.5m³以下とすること。
- (11) 破碎施設については、65mm以下のスクリーンを使用すること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年2月18日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無